

BLACKROCK®

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
世界株式インカム・ポートフォリオ

ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託
「クラスA受益証券(米ドル建て)」

運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第14期(2018年2月1日~2019年1月31日)

管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドである世界株式インカム・ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)は、このたび、第14期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ポートフォリオの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託(米ドル建て)
信託期間	ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、2005年9月29日に運用が開始されました。
運用方針	ポートフォリオは、世界各国の株式に分散投資することにより継続的な利回りを維持することを追求します。ポートフォリオは、配当利回りに関して、MSCI ACWIを上回る運用成果を獲得することを追求します。
主要投資対象	MSCI ACWI(日本を含みます。)に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式
ポートフォリオの運用方法	ポートフォリオは、MSCI ACWI(日本を含みます。)に含まれる国々を所在地とするかまたはかかる国々においてその経済活動の主たる部分を遂行している企業の株式に投資を行います。通常、ポートフォリオは、50銘柄以上に分散投資を行います。為替リスク(エクスポージャー)は、通常、ヘッジされません。ただし、投資顧問会社は、ポートフォリオの市場リスクをヘッジするため、またはそのリターンの向上を追求するために様々な投資戦略を用いることができます。ポートフォリオの目的は、配当収益を生み出すことであるため、ポートフォリオは、投資元本の成長に関し、MSCI ACWI(日本を含みます。)を上回る運用成果を追求するものではありません。したがって、ポートフォリオにおける投資元本の成長の機会は、主として投資元本の成長を追求する通常のグローバル・エクイティ商品に比して少なくなります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none">①証券を信用で購入することができません(ただし、組入証券の売買の清算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、証券の空売りを行うことができず、またはショート・ポジションを維持することができません。②原則として、ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準によります。)を超えて借入れを行うことができません。③一発行会社の発行済証券(OECD政府証券および銀行金融証券を除きます。)の10%を超えて購入することができません。④ポートフォリオの純資産価額の10%を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券もしくは非上場株式またはその他の資産に投資を行うことができません。⑤ポートフォリオは更に、受益証券が募集および販売のために日本で登録され、かつ日本の規制基準に基づく要件がある限り、ポートフォリオの純資産価額の50%を超えて、米国政府証券および米国機関証券、譲渡性預金証券、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、社債およびその他の債務ならびに金融機関の公社債を含む日本国金融商品取引法上の「有価証券」の定義に該当する投資証券に投資します。⑥ポートフォリオが日本で募集される場合、一発行体から派生する株式、債券およびデリバティブへのエクスポージャーは、原則として、それぞれポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならず、また、上記のエクスポージャーの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはなりません。
分配方針	ポートフォリオの受益証券の純利益の全部または一部が、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の登録受益者に対し、毎月分配金として宣言されます。日本における販売会社は、分配金が宣言される評価日における純資産価格の決定の直前の投資者に対し、原則として、毎月20日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)から日本における5営業日目以降より分配金の支払を開始します。分配金支払日は、日本における販売会社によって異なります。具体的な分配金支払日については、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。 (注)「評価日」とは、ニューヨーク証券取引所の営業日、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または受益証券の発行の停止の場合を除きます(以下「営業日」ということもあります。。「日本における営業日」とは、日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	5
III. 純資産額計算書	12
IV. ファンドの経理状況	13
V. お知らせ	40

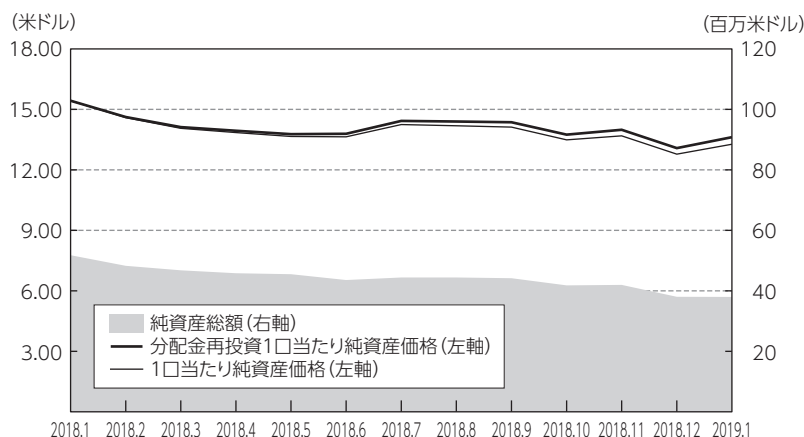
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2019年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.36円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

クラスA受益証券(米ドル建て)



第13期末の1口当たり純資産価格:	15.43米ドル
第14期末の1口当たり純資産価格:	13.27米ドル (1口当たり分配金額0.36米ドル)
騰落率:	-11.72%

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にポートフォリオへ再投資したとみなして算出したもので、ポートフォリオ運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2018年1月末日の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注3) 1口当たり分配金額は、税引き前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注4) 騰落率は、分配金再投資1口当たり純資産価格に基づき計算しています。

(注5) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

参照指数が7.48%(米ドル・ベース)の下落であったのに対し、ポートフォリオは、当期を通して、11.72%(米ドル・ベース)の下落となりました。最も投資比率が大きいセクターは生活必需品、ヘルスケアおよび工業であり、最もエクスポージャーが大きかった3つの産業は、医薬品、タバコおよび銀行でした。エネルギー、不動産または公共事業へのエクスポージャーはありませんでした。当期中、ヘルスケアへのオーバーウェイトおよびテクノロジー・セクターにおける銘柄選択が、全体のリターンに貢献しました。生活必需品へのオーバーウェイトは、特に2018年の最後の数か月、投資家がより景気循環色の強い事業分野に目を向けたため、運用成績に悪影響を与えました。素材セクターにおける銘柄選択もまた、運用成績にマイナスの影響を与えました。また、タバコのセクターについては、規制および次世代製品による潜在的な混乱の懸念等の弱点を抱えていたため、マイナスの影響をもたらしました。

■分配金について

当期(2018年2月1日～2019年1月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

クラスA受益証券(米ドル建て)

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2018年2月20日	14.60	0.030000 (0.21%)	-0.76
3月20日	14.18	0.030000 (0.21%)	-0.39
4月20日	13.90	0.030000 (0.22%)	-0.25
5月22日	13.90	0.030000 (0.22%)	0.03
6月20日	13.66	0.030000 (0.22%)	-0.21
7月20日	14.00	0.030000 (0.21%)	0.37
8月20日	14.26	0.030000 (0.21%)	0.28
9月20日	14.21	0.030000 (0.21%)	-0.02
10月22日	13.52	0.030000 (0.22%)	-0.65
11月20日	13.51	0.030000 (0.22%)	0.01
12月20日	12.78	0.030000 (0.23%)	-0.70
2019年1月22日	13.08	0.030000 (0.23%)	0.33

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ポートフォリオの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3) 当期期首の直前の分配落日(2018年1月22日)における1口当たり純資産価格は、15.39米ドルでした。

■投資環境について

株式市場は、当期(2018年2月1日～2019年1月31日)を通じて不安定でした。インフレは引き続き緩やかで業績予想が上方修正された一方で、一部の最大手企業が中国の景気後退による影響を受け、市場の地合いは金融引締政策の影響を受けました。

2018年10月まで、投資家は引き続き予見可能な成長性を好み、大手テクノロジー企業が世界の株式市場を押し上げました。対照的に、より景気の動向に左右される分野、特に大衆向けの小売りは遅れをとりました。市場はいかなる弱みにも容赦なく、利益目標を達成しなかった企業には苦しい状況となりました。

一部の主要なテクノロジー企業の株価が25%も下落した10月以降、この傾向は突如一転しました。中国へのエクスポージャーが大きかった企業において利益目標が達成されず、将来的な成長についても疑問符がつき、また、金利の上昇により将来利益に適用される割引率が拡大し、これにより株価が下落しました。同時に、一部の大手テクノロジー企業は、データの使用をめぐる論争に見舞われました。これらの著名な企業は、当期の後半にかけて回復を見せたものの、この期間は投資家にとって苦しいものとなりました。

地理的には、株価への懸念にもかかわらず、引き続き米国が世界の市場を牽引し、欧州、日本および英国といったその他の主要な市場は遅れをとりました。欧州および日本については経済の伸び悩みが、英国についてはEU離脱(ブレグジット)が原因となりました。日本やドイツ等の外向きの経済は、ブレグジットの影響に巻き込まれました。

新興市場は、当期の初めにアリババおよびテンセント等の中国の大手テクノロジー企業に牽引され力強さを見せましたが、アルゼンチンおよびトルコの危機の波及への懸念から、夏にかけて苦境に陥りました。中国市場の株価は25%も下落しました。新興市場の中で唯一好調だったのは、ブラジルのサンパウロ証券・商品・先物取引所(ボベスバ)でした。議論の的であったジャイル・ボルソナーロ氏が大統領となったことが好感されました。しかしながら、10月に新興市場が先進国市場をしのいで回復し、その後当期の残りの期間を通して上昇を続け、この状況は変化しました。米国における金融引締めが終盤に差し掛かっているとの観測が、かかる変化の一つの明らかな要因でした。

債券価格は、金融引締政策が進んだことを受けて、より不安定となりました。予想された通り、金利は米国で4度、英国では1度引き上げられ、欧州は量的緩和政策を縮小しました。社債も価格が低迷し、国債に対するスプレッドが歴史的に低いポジションから拡大しました。新興市場の債券は、新興市場資産の全体的な停滞による影響を受けましたが、2018年の最後の数か月にかけて力強く回復しました。当期の後半にかけて、長期債の利回りが低下し、利回り曲線の平坦化についての投資家の懸念が次第に高まっています。一般的に、これは景気後退の信頼性のある予測因子とされています。

■ポートフォリオについて

当期、ビジネスモデルと財務状況が良好で、配当利回りが市場平均を上回り、長期的に株主に配当を支払う可能性が高いと判断される銘柄を引き続き組み入れた運用を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券等の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況」の「(3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も引き続き、投資方針に従って、ポートフォリオの運用を行う方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
年間管理報酬	0.60%	約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
年間販売報酬	0.55%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。
年間代行協会員報酬	0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用(当期)	0.33%	保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料、運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)を含みます。)、ルクセンブルグの年次税および所有する有価証券等の取引関連手数料等として支払われました。

(注) 各報酬については、目論見書に定められている純資産総額に対する料率を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をポートフォリオの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 運用実績

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	43,776,476	42.40
	英国	16,956,324	16.42
	スイス	6,994,811	6.78
	カナダ	6,758,370	6.55
	オーストラリア	6,010,937	5.82
	オランダ	3,153,090	3.05
	シンガポール	2,937,313	2.85
	フランス	2,905,902	2.81
	ドイツ	2,803,211	2.72
	アイルランド	2,298,353	2.23
	台湾	1,795,350	1.74
	デンマーク	1,716,939	1.66
	フィンランド	1,610,190	1.56
	スウェーデン	1,556,499	1.51
	インド	968,519	0.94
	中国	752,811	0.73
	小計	102,995,095	99.76
集団投資スキーム	アイルランド	278,654	0.27
投資資産合計		103,273,749	100.03
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-30,335	-0.03
合計 (純資産総額)		103,243,414 (11,291百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同様とする。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2019年5月末日現在)

	銘柄	国・地域名	業種	株数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	TELUS CORP	カナダ	通信	93,468.00	33.20	3,102,751.87	36.85	3,444,430.51	3.34
2	ROGERS COMMUNICATIONS INC 'B'	カナダ	通信	62,983.00	44.32	2,791,144.21	52.62	3,313,939.22	3.21
3	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ合衆国	医薬品	24,684.00	108.33	2,674,035.70	131.17	3,237,800.28	3.14
4	GENUINE PARTS CO	アメリカ合衆国	卸売	32,452.00	86.71	2,813,833.36	98.17	3,185,812.84	3.09
5	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	アメリカ合衆国	タバコ	39,128.00	85.96	3,363,291.09	78.31	3,064,113.68	2.97
6	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ合衆国	通信	57,949.00	29.72	1,722,400.33	52.32	3,031,891.68	2.94
7	AMCOR LTD/AUSTRALIA	オーストラリア	包装・容器	262,826.00	11.70	3,076,054.57	11.41	2,998,176.39	2.90
8	IMPERIAL BRANDS PLC	英国	タバコ	118,047.00	36.34	4,290,025.45	24.14	2,849,514.38	2.76
9	GLAXOSMITHKLINE PLC	英国	医薬品	148,050.00	21.50	3,182,353.56	19.23	2,846,624.31	2.76
10	INTERNATIONAL PAPER CO	アメリカ合衆国	林産品および紙	68,927.00	44.90	3,094,561.90	41.17	2,837,724.59	2.75
11	DEUTSCHE POST AG	ドイツ	運輸	95,520.00	32.79	3,131,872.80	29.35	2,803,210.97	2.72
12	COCA-COLA CO/THE	アメリカ合衆国	飲料	57,254.00	41.39	2,369,939.33	48.90	2,799,720.60	2.71
13	PFIZER INC	アメリカ合衆国	医薬品	67,041.00	34.72	2,327,588.79	41.71	2,796,280.11	2.71
14	PEPSICO INC	アメリカ合衆国	飲料	20,525.00	95.33	1,956,559.14	127.32	2,613,243.00	2.53
15	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	英国	タバコ	73,438.00	48.43	3,556,688.91	34.75	2,552,315.86	2.47
16	NESTLE SA	スイス	食品	25,582.00	71.69	1,833,933.53	99.20	2,537,838.24	2.46
17	NOVARTIS AG	スイス	医薬品	29,031.00	67.95	1,972,572.72	85.57	2,484,286.45	2.41
18	ALTRIA GROUP INC	アメリカ合衆国	タバコ	49,055.00	52.34	2,567,575.48	49.67	2,436,561.85	2.36
19	MEDTRONIC PLC	アイルランド	ヘルスケア製品	24,909.00	83.34	2,076,026.41	92.27	2,298,353.43	2.23
20	UNILEVER PLC	英国	食品	37,518.00	46.93	1,760,737.92	60.85	2,282,875.88	2.21
21	BAE SYSTEMS PLC	英国	航空宇宙および防衛	375,340.00	6.55	2,459,259.87	5.66	2,125,544.13	2.06
22	UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ合衆国	航空宇宙および防衛	16,061.00	105.80	1,699,308.73	126.45	2,030,913.45	1.97
23	SONIC HEALTHCARE LTD	オーストラリア	ヘルスケアサービス	105,022.00	14.57	1,530,258.47	18.10	1,901,006.60	1.84
24	SCHNEIDER ELECTRIC SE	フランス	電気部品および機器	23,853.00	81.97	1,955,318.91	78.33	1,868,468.76	1.81
25	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ合衆国	医薬品	17,459.00	88.63	1,547,400.27	104.05	1,816,608.95	1.76
26	KONINKLIJKE PHILIPS NV	オランダ	ヘルスケア製品	45,812.00	41.25	1,889,660.44	39.52	1,810,390.32	1.75
27	ABBVIE INC	アメリカ合衆国	医薬品	23,576.00	77.56	1,828,459.01	76.65	1,807,100.40	1.75
28	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	半導体	241,000.00	5.49	1,323,851.53	7.45	1,795,349.94	1.74
29	DIAGEO PLC	英国	飲料	42,424.00	28.71	1,217,978.66	41.73	1,770,335.03	1.71
30	NOVO NORDISK A/S 'B'	デンマーク	医薬品	36,514.00	45.83	1,673,433.00	47.02	1,716,938.72	1.66

- ② 投資不動産物件
該当事項なし（2019年5月末日現在）。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項なし（2019年5月末日現在）。

(3) 運用実績

以下は、クラスA受益証券（米ドル建て）に関する運用実績である。クラスA受益証券（米ドル建て）は、2011年8月26日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

① 純資産の推移

下記の各会計年度末および当期中の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

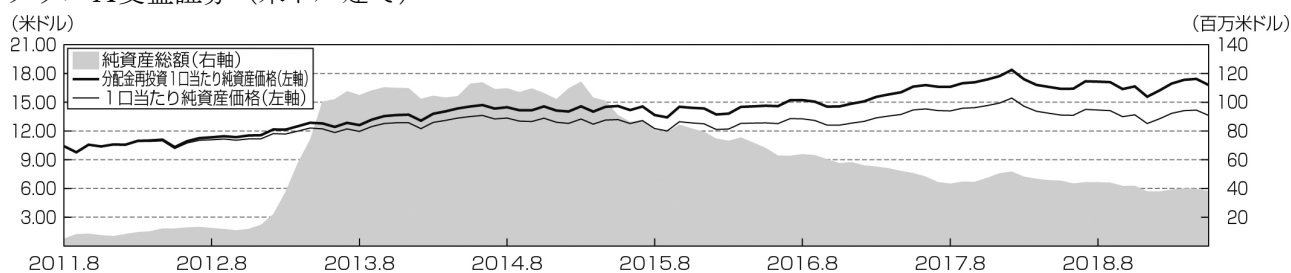
クラスA受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第7会計年度末 (2012年1月末日)	8,380,341	916,474	10.53	1,152
第8会計年度末 (2013年1月末日)	22,124,855	2,419,574	11.73	1,283
第9会計年度末 (2014年1月末日)	102,369,242	11,195,100	12.25	1,340
第10会計年度末 (2015年1月末日)	109,709,927	11,997,878	12.79	1,399
第11会計年度末 (2016年1月末日)	74,759,563	8,175,706	12.16	1,330
第12会計年度末 (2017年1月末日)	56,100,279	6,135,127	13.00	1,422
第13会計年度末 (2018年1月末日)	51,781,761	5,662,853	15.43	1,687
第14会計年度末 (2019年1月末日)	38,005,128	4,156,241	13.27	1,451
2018年2月末日	48,282,908	5,280,219	14.59	1,596
3月末日	46,770,134	5,114,782	14.06	1,538
4月末日	45,834,367	5,012,446	13.85	1,515
5月末日	45,481,186	4,973,823	13.66	1,494
6月末日	43,576,098	4,765,482	13.64	1,492
7月末日	44,418,275	4,857,583	14.25	1,558
8月末日	44,434,555	4,859,363	14.19	1,552
9月末日	44,185,108	4,832,083	14.12	1,544
10月末日	41,813,793	4,572,756	13.49	1,475
11月末日	41,984,131	4,591,385	13.69	1,497
12月末日	38,025,413	4,158,459	12.78	1,398
2019年1月末日	38,005,128	4,156,241	13.27	1,451

(注) ポートフォリオは、日本国内ではクラスA受益証券（米ドル建て）のみを募集する。

<参考情報>

クラスA受益証券（米ドル建て）



※2011年8月末から2019年5月末まで月末ベース

※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額（実際の1口当たり純資産価格と異なることがある。）について、2011年8月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化している。

② 分配の推移

下記の各会計年度および当期中における受益証券1口当たりの分配金（税引前）は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

会計年度／日付	1口当たり分配金（税引前）	
	米ドル	円
第7会計年度	0.035000	3.83
第8会計年度	0.360000	39.37
第9会計年度	0.360000	39.37
第10会計年度	0.360000	39.37
第11会計年度	0.360000	39.37
第12会計年度	0.360000	39.37
第13会計年度	0.360000	39.37
第14会計年度	0.360000	39.37
2018年2月20日	0.030000	3.28
3月20日	0.030000	3.28
4月20日	0.030000	3.28
5月22日	0.030000	3.28
6月20日	0.030000	3.28
7月20日	0.030000	3.28
8月20日	0.030000	3.28
9月20日	0.030000	3.28
10月22日	0.030000	3.28
11月20日	0.030000	3.28
12月20日	0.030000	3.28
2019年1月22日	0.030000	3.28

<参考情報>

クラスA受益証券（米ドル建て）

第10会計年度 (2014年2月1日~2015年1月末日)	第11会計年度 (2015年2月1日~2016年1月末日)	第12会計年度 (2016年2月1日~2017年1月末日)	第13会計年度 (2017年2月1日~2018年1月末日)	第14会計年度 (2018年2月1日~2019年1月末日)	直近1年間の累計	設定来の累計
0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	0.360米ドル	2.675米ドル

(注1) 上記は、受益証券1口当たりの、税引前の数値である。

(注2) 「直近1年間の累計」は、2018年6月1日から2019年5月末日までの、「設定来の累計」は、2011年8月26日から2019年5月末日までの期間における分配金の累計額である。

③ 収益率の推移

下記の各会計年度における収益率は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

会計年度	収益率 (%) (注)
第7会計年度	5.65
第8会計年度	14.81
第9会計年度	7.50
第10会計年度	7.35
第11会計年度	-2.11
第12会計年度	9.87
第13会計年度	21.46
第14会計年度	-11.67

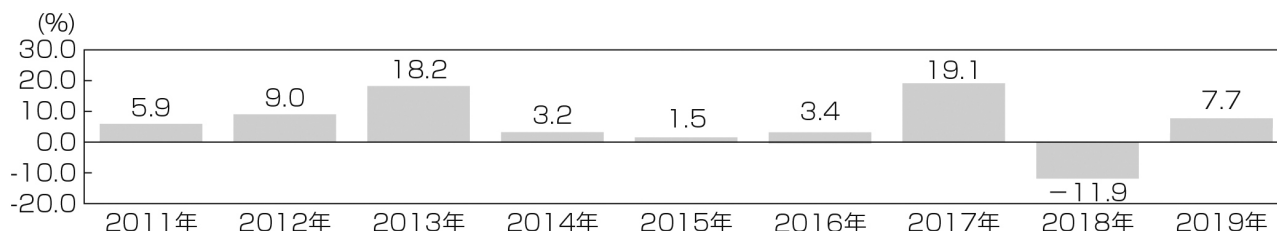
(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、第7会計年度については、当初募集価格（10.00米ドル）とする。

<参考情報>

クラスA受益証券（米ドル建て）



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記暦年末の1口当たり純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）（ただし、2011年については、当初募集価格（10.00米ドル）

(注2) 2011年については8月26日から年末までの収益率を記載しており、また2019年については年初から5月末日までの収益率を記載している。

※ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	販売口数		買戻口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻口数		本邦内における発行済口数
第7会計年度	1,181,099	1,181,099	385,401	385,401	795,698	795,698
第8会計年度	2,030,637	2,030,637	939,809	939,809	1,886,526	1,886,526
第9会計年度	9,345,340	9,345,340	2,873,020	2,873,020	8,358,846	8,358,846
第10会計年度	4,507,746	4,497,942	4,290,140	4,290,140	8,576,452	8,566,648
第11会計年度	1,631,128	1,631,128	4,058,498	4,058,498	6,149,082	6,139,278
第12会計年度	795,955	795,955	2,630,108	2,630,108	4,314,929	4,305,125
第13会計年度	5,045,339	184,036	6,004,810	4,489,161	3,355,458	0
第14会計年度	476,623	0	968,734	0	2,863,347	0

(注1) 第7会計年度の販売口数は、当初申込期間内に販売された販売口数を含む。

(注2) 第13会計年度については、本邦内と本邦外の口座間で行われた受益証券の振替を販売および買戻しの各口数に反映した数値を記載している。したがって、これを反映していない財務書類の数値とは異なっている。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2019年1月末日現在)

		米ドル (Ⅳを除く)	千円 (ⅣおよびⅤを除く)
I	資産総額	105,905,361	11,581,810
II	負債総額	1,939,092	212,059
III	純資産総額	103,966,269	11,369,751
IV	発行済口数		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)		2,863,347口
	クラスF受益証券 (米ドル建て)		4,346,625口
V	1口当たり純資産価格		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)	13.27	1,451円
	クラスF受益証券 (米ドル建て)	15.18	1,660円

IV. ファンドの経理状況

a. 本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル=109.36円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

(1) 貸借対照表

世界株式インカム・ポートフォリオ
純資産計算書
2019年1月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ原価		99,177,480	10,846,049
未実現利益		4,856,634	531,121
有価証券ポートフォリオ時価	2(a)	104,034,114	11,377,171
銀行預金	2(a)	1,211,496	132,489
未収利息及び未収配当金	2(a)	146,364	16,006
投資売却未収入金	2(a)	512,534	56,051
その他の資産		853	93
資産合計		105,905,361	11,581,810
負債			
投資購入未払金	2(a)	1,312,835	143,572
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	348,673	38,131
未払費用及びその他の負債	4, 5, 6, 7, 8	277,584	30,357
負債合計		1,939,092	212,059
純資産合計		103,966,269	11,369,751

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ
3年間の純資産価額の要約
2019年1月31日現在

	2019年1月31日現在		2018年1月31日現在		2017年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	103,966,269	11,369,751	131,523,009	14,383,356	141,473,570	15,471,550

1口当たり純資産額：

	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA分配型受益証券	13.27	1,451	15.43	1,687	13.00	1,422
クラスF分配型受益証券	15.18	1,660	17.45	1,908	14.58	1,594

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 損益計算書

世界株式インカム・ポートフォリオ
損益計算書及び純資産変動計算書
2019年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		131,523,009	14,383,356
収益			
受取配当金（源泉税控除後）	2(c)	3,528,469	385,873
収益合計		3,528,469	385,873
費用			
銀行支払利息	2(c)	103	11
管理報酬	4	263,483	28,815
販売報酬	4	263,483	28,815
事務管理報酬	6	68,085	7,446
監査報酬	7	14,485	1,584
弁護士報酬		11,256	1,231
印刷費及びその他の報告費用		59,221	6,476
年次税	10	27,248	2,980
管理調整報酬	5	10,978	1,201
保管報酬	8	118,983	13,012
名義書換事務代行報酬		21,321	2,332
その他の報酬		11,661	1,275
費用合計		870,307	95,177
投資純利益		2,658,162	290,697
投資実現利得	2(a), 2(b)	7,511,117	821,416
投資実現損失	2(a), 2(b)	(2,172,762)	(237,613)
実現純損失：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(1,248,587)	(136,545)
当期実現純利得		4,089,768	447,257

(続く)

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		(16,533,910)	(1,808,148)
投資未実現損失の変動		(4,379,877)	(478,983)
未実現損失の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(3,100)	(339)
当期の未実現損失の純変動		(20,916,887)	(2,287,471)
営業活動による純資産の減少		(14,168,957)	(1,549,517)
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2(h)	24,516,797	2,681,157
受益証券の買戻による正味支払額	2(h)	(34,819,359)	(3,807,845)
受益証券の増減による純資産の減少		(10,302,562)	(1,126,688)
分配金宣言額	11	(3,085,221)	(337,400)
期末純資産		103,966,269	11,369,751

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

世界株式インカム・ポートフォリオ
発行済受益証券変動計算書
2019年1月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA分配型受益証券	3,355,458	476,623	968,734	2,863,347
クラスF分配型受益証券	4,570,524	1,106,964	1,330,863	4,346,625

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(3) 投資有価証券明細表等

世界株式インカム・ポートフォリオ
投資明細表
2019年1月31日現在

公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品			
保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式			
オーストラリア			
296,598	Amcor Ltd/Australia	2,945,937	2.84
63,659	Ansell Ltd	1,084,849	1.04
105,022	Sonic Healthcare Ltd	1,759,171	1.69
		5,789,957	5.57
カナダ			
57,794	Rogers Communications Inc	3,086,008	2.97
		3,086,008	2.97
ケイマン諸島			
252,000	ANTA Sports Products Ltd	1,302,330	1.25
		1,302,330	1.25
デンマーク			
25,185	Novo Nordisk A/S 'B'	1,178,384	1.13
		1,178,384	1.13
フィンランド			
60,871	Kone OYJ 'B'	2,950,073	2.84
		2,950,073	2.84
フランス			
18,608	Sanofi	1,607,349	1.55
26,702	Schneider Electric SE	1,891,794	1.82
		3,499,143	3.37
ドイツ			
94,064	Deutsche Post AG	2,769,586	2.66
		2,769,586	2.66

(続く)

公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
インド			
25,252	Hero MotoCorp Ltd	931,682	0.90
		931,682	0.90
アイルランド			
15,604	Medtronic Plc	1,377,365	1.32
		1,377,365	1.32
日本			
44,000	Japan Tobacco Inc	1,113,514	1.07
		1,113,514	1.07
オランダ			
14,475	Heineken NV	1,296,701	1.25
32,703	Koninklijke Philips NV	1,266,968	1.22
		2,563,669	2.47
シンガポール			
89,100	DBS Group Holdings Ltd	1,583,882	1.52
80,200	United Overseas Bank Ltd	1,501,366	1.45
		3,085,248	2.97
スウェーデン			
140,891	Svenska Handelsbanken AB 'A'	1,519,802	1.46
		1,519,802	1.46
スイス			
29,689	Nestle SA	2,580,718	2.48
27,538	Novartis AG	2,384,882	2.29
433	SGS SA Reg	1,044,790	1.01
		6,010,390	5.78
台湾			
260,000	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	1,870,351	1.80
		1,870,351	1.80

(続く)

公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
英国			
20,297	AstraZeneca Plc	1,466,973	1.41
307,927	BAE Systems Plc	2,070,133	1.99
87,446	British American Tobacco Plc	3,056,919	2.94
49,590	Diageo Plc	1,877,885	1.81
122,224	GlaxoSmithKline Plc	2,353,540	2.26
84,758	Imperial Brands Plc	2,783,497	2.68
44,899	RELX Plc	988,529	0.95
42,124	Unilever Plc	2,198,765	2.12
		16,796,241	16.16
米国			
9,585	3M Co	1,898,405	1.83
20,838	AbbVie Inc	1,644,535	1.58
71,540	Altria Group Inc	3,498,306	3.36
68,384	Cisco Systems Inc	3,202,423	3.08
22,376	Citizens Financial Group Inc	762,350	0.73
57,515	Coca-Cola Co/The	2,740,015	2.64
28,589	Genuine Parts Co	2,833,170	2.73
53,559	International Paper Co	2,549,408	2.45
23,305	Johnson & Johnson	3,062,277	2.95
9,637	M&T Bank Corp	1,584,612	1.52
9,596	Microsoft Corp	998,848	0.96
21,993	Paychex Inc	1,547,647	1.49
22,888	PepsiCo Inc	2,530,497	2.43
52,773	Pfizer Inc	2,225,174	2.14
29,485	Philip Morris International Inc	2,217,567	2.13
18,904	Procter & Gamble Co/The	1,785,483	1.72
10,638	Texas Instruments Inc	1,077,629	1.04
7,230	United Parcel Service Inc	773,249	0.74
17,496	United Technologies Corp	2,067,327	1.99
30,397	US Bancorp	1,538,696	1.48
29,898	Wells Fargo & Co	1,467,095	1.41
		42,004,713	40.40
普通株式合計		97,848,456	94.12
公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡 可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		97,848,456	94.12

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

その他の譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式			
	カナダ		
97,856	TELUS Corp	3,423,937	3.29
		3,423,937	3.29
普通株式合計		3,423,937	3.29
その他の譲渡可能有価証券及びマネー・マーケット商品合計		3,423,937	3.29

集団投資スキーム

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	アイルランド		
2,761,721	Institutional Cash Series Plc - Institutional US Dollar Liquidity Fund Agency Dis	2,761,721	2.66
		2,761,721	2.66
集団投資スキーム合計		2,761,721	2.66
有価証券ポートフォリオ一時価		104,034,114	100.07
その他の純負債		(67,845)	(0.07)
純資産合計 (米ドル)		103,966,269	100.00

セクター別内訳

2019年1月31日現在

	純資産比率 (%)
非耐久消費財	48.13
工業	17.75
金融	9.57
通信	9.34
技術	5.29
耐久消費財	4.88
集団投資スキーム	2.66
素材	2.45
有価証券ポートフォリオ一時価	100.07
その他の純資産	(0.07)
	100.00

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
財務諸表に対する注記
2019年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパートⅡに基づいて設定された。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資運用会社ではない。2018年2月1日から2019年1月16日までの期間においては、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対してポートフォリオ及びリスク管理機能を実行するため、ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）が任命されていた。管理会社は、マネー・マーケット・ファンド規制の要求に準拠すべく、2019年1月17日にブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「AIFM」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2019年1月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、45ページ（訳者注：原文のページ）に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当年度中の重要な事象

- ・ 2019年1月17日、管理会社は、マネー・マーケット・ファンド規制に従い、AIFMを当ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。
- ・ 新たな目論見書を2019年1月17日付で発行した。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、当ファンドは、管理会社の取締役会が承認した価格決定機関より提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の手続及び評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会により又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に算定された公正価値により評価される。

2019年1月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券及び／又はデリバティブの公正価値は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	9,315,099	2.75

当該有価証券の詳細は、インカム・ストラテジー・ポートフォリオの投資明細表を参照。

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 所有ポートフォリオは、市場価値を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定期的に見直される。重要な希薄化、又はその他の投資家若しくは現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価値を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現純利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益／費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行受取利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。
- ・ 金利差異（以下「IRD」という。）は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上のその他の報酬として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益／評価損は未実現純利益／（損失）に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ契約を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び／又は買建てする場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2019年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、BGISのポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、及びワールド・インカム・ポートフォリオに関しては前日の為替レートの終値を、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関しては同日中央ヨーロッパ時間午後4時時点の為替レートを表示している。以下の為替レートは、2019年1月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

通貨	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオ 米ドル	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド 米ドル
豪ドル	0.727650	0.719100
カナダ・ドル	0.760312	0.757518
スイス・フラン	1.005379	1.001753
デンマーク・クローネ	0.153760	0.153056
ユーロ	1.147900	1.142550
英ポンド	1.310999	1.307000
香港ドル	0.127447	0.127484
イスラエル・新シケル	0.274774	0.272978
インド・ルピー	0.014061	0.014054
日本円	0.009203	0.009125
韓国ウォン	0.000899	0.000896
メキシコ・ペソ	0.052500	0.052252
スウェーデン・クローナ	0.110887	0.110095
シンガポール・ドル	0.743163	0.739864
新台湾ドル	0.032550	0.032522
南アフリカ・ランド	0.075283	0.073648

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

2019年1月31日現在、全ポートフォリオは繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の売却及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。売却された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 未履行ローンは、借主に対する当ファンドの残存債務である。

2019年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは未履行ローン198,628米ドルを有しており、純資産計算書の「未履行ローン債務」に開示している。

3 管理会社及び投資顧問会社

(a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント（日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。）を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）により規制されている。

(b) AIFM

管理会社は、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをAIFMに任命した。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

AIFMは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

AIFMは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

(c) 投資顧問会社

AIFMが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

4 管理報酬及び販売報酬

(a) 管理報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの年率0.45%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めにに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのAIFM及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

(b) 販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（3ページから4ページ（訳者注：原文のページ）に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めに締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの年率0.25%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券、及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理報酬、販売報酬の放棄が行われた。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・イー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く）。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券、及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理調整報酬の放棄が行われた。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番（49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg）に所在するステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・イーを、ルクセンブルグにおける事務管理代行会社に任命した。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エルに支払った2019年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

	2019年1月31日 ユーロ
監査業務及び監査関連業務（VATを除く）	61,000
非監査業務	-

8 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーと保管契約を締結している。当該契約は、AIFMの任命に伴い2019年1月17日付で修正されている。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任（以下「分別保管機能」という。）が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。この保管会社の役割の拡大により、当ファンドが支払う保管報酬は、最大0.0062%増加する。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービス・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供し、又は通常の場合により本人として行動し、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料及びその他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の場合の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源

泉税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税 (taxe d'abonnement) の対象になっており、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに対して年率0.05%が課される (スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。)。2019年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ファンドが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンドー純収益 (未払費用控除後の発生利息収益) が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び償還された受益証券は当該償還の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引 (当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。) 又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用 (管理報酬を含む。) を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。

12 信用枠

2019年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠65,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2019年1月31日現在の借入引出額はなかった (2018年度: 26,000,000米ドル)。ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはFED又はLIBORレート (いずれか高い方) にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

13 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2019年1月31日現在、担保として提供されている又は受け取った有価証券はなかった。

14 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

15 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2019年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料、ブローカー手数料及び保管報酬が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	—
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	80,117
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	3,219
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	—
ワールド・インカム・ポートフォリオ	米ドル	—

16 ブローカーに対する債権／債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ契約の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。純資産計算書のブローカーに対する債権／債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った／相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

17 後発事象

2019年2月28日、管理会社の取締役会長にグラハム・バンピングが選任された。

18 訴訟

2015年5月、モーターズ・リクイデーション・カンパニー・アポイダンス・アクション・トラストは、ゼネラル・モーターズの破産財産の信託管理人及び管財人として、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所において、ゼネラル・モーターズの一定の債券（以下「当債券」という。）の過去の保有者に対する訴状の送達を開始した。当訴訟の被告である当債券の過去の保有者には、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ（以下「I S P」という。）が含まれている。I S Pに加えて、当訴訟では、多数のブラックロックのファンドを含む500超の他の機関投資家が被告とされている。被告は、支払にあたり全額保証されるという条件で当債券につき全額の支払いを受けている。原告は、I S Pとその他の被告は2009年の支払い時点で保証された債権者ではなく、全額の支払いを受ける権利はなかったと主張している。原告は、I S Pとその他の被告に対する、当債券の元本及び利息として2009年に受け取った全額の返還命令を求めている。I S Pは訴訟の結果又はI S Pの純資産価額への影響（存在する場合）を予測することができないため、本件に関連する訴訟に関する負債は財務諸表に反映されていない。

受益証券クラス（無監査）

発行済受益証券クラス

2019年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラスA

豪ドル建クラスA分配型受益証券

ユーロ建クラスA分配型受益証券

米ドル建クラスA分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラスA分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラスA無分配型受益証券

日本円建クラスA無分配型受益証券

米ドル建クラスA無分配型受益証券

クラスAD

米ドル建クラスAD分配型受益証券

クラスB

米ドル建クラスB分配型受益証券

クラスC

米ドル建クラスC分配型受益証券

クラスA受益証券

米ドル建クラスA分配型受益証券

クラスB受益証券

米ドル建クラスB分配型受益証券

クラスF¹

米ドル建クラスF分配型受益証券

インスティテューショナルI受益証券¹

米ドル建インスティテューショナルI分配型受益証券

クラスJ

米ドル建クラスJ分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

当年度に販売終了した受益証券クラスはなかった。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

受益者各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番 (35A, avenue J.F. Kennedy L-1855 Luxembourg Grand Duchy of Luxembourg)

法定監査人の監査報告書

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「ファンド」という。）及びその各サブファンドの財務諸表、すなわち2019年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ファンド及びその各サブファンドの2019年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法及びISAにおける私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査における法定監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に従って、ファンドから独立しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの法定監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会の責任は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社が必要と判断した内部統制を整備及び運用することにある。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査における法定監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む法定監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、当該リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。
- ・ 取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、法定監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、法定監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

(署名)

ジャスティン・グリフィス、法定監査人、
パートナー

2019年5月23日



Deloitte Audit
Société à responsabilité limitée

560, rue de Neudorf
L-2220 Luxembourg
BP 1173
L-1011 Luxembourg

Tel: +352 451 451
www.deloitte.lu

To the Unitholders of
BlackRock Global Investment Series
35A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREÉ

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the "Fund") and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the portfolio of investments as at 31 January 2019 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at 31 January 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the "Responsibilities of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.



Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company;
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Justin Griffiths, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

23 May 2019

V. お知らせ

●約款の変更について

マネー・マーケット・ファンドに関する欧州議会および理事会の規則2017/1131および同規則に基づき公布される委任規則の施行に伴い、約款の変更を行いました（効力発生日：2019年7月1日）。

●関係法人の変更について

2019年1月17日付で、ファンドの投資運用会社であったブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲーが退任し、これに代わり、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドがファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社に就任しました。

●投資方針の変更について

上記の関係法人の変更等に伴い、ポートフォリオの投資方針が変更されました。変更後の投資方針の詳細については、2019年7月31日付有価証券報告書をご参照ください。